

## 静岡県訓令乙第6号

本 庁  
出先機関

静岡県建設工事監督要領（昭和60年4月1日静岡県訓令乙第4号）の全部を改正する。

平成28年3月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

### 静岡県建設工事監督要領

#### （目的）

第1条 この要領は、静岡県が発注する工事の監督を執行するために必要な事項を定め、もって工事監督の円滑な遂行に資することを目的とする。

#### （用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 監 督 契約図書における発注者の責任を適切に遂行するために、工事施工状況の確認、把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- （2） 監 督 員 発注機関の長が工事の監督を命じた職員をいう。
- （3） 発注機関の長 課長及び出先機関の長をいう。
- （4） 課 長 静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号。以下「組織規則」という）第60条に規定する本庁の課長をいう。
- （5） 出先機関の長 組織規則69条に規定する出先機関の長をいう。

#### （監督の体制）

第3条 監督の体制は、発注機関において定めるものとする。

#### （監督の業務）

第4条 監督員は、静岡県建設工事執行規則（昭和50年静岡県規則第16号。以下「執行規則」という。）及び別記「監督業務の内容」に基づき、監督業務を実施するものとする。

#### （かい長が監督を委託する場合の承認）

第5条 かい長は、地方自治法施行令第167条の15第4項の規定により県職員以外の者に委託して監督を行わせようとする場合は、当該部長の承諾を受けなければならない。

#### （監督に関する図書の整備）

第6条 監督員は、次の各号に掲げる図書（受注者から提出された図書を含む。）を作成し、又は整理して監督の経緯を明らかにするものとする。

- (1) 契約の履行に関する協議事項（軽易なものを除く。）を記載した図書
- (2) 工事の実施状況及び工事材料の検査の事実を記載した図書
- (3) その他監督に関する図書

（監督に関する留意事項）

第7条 監督員は、次に掲げる各号に留意して監督を行わなければならない。

- (1) 監督員は、契約図書に基づき法令を遵守し、公平かつ公正に監督を行うこと。
- (2) 監督員は、現場の状況を把握し、受注者に対して設計意図を正しく伝え、工事が完全に施工されるようにすること。
- (3) 監督員は、関係機関及び地元関係者等との協調を図り、工事が円滑に行われるように努めること。
- (4) 監督員は、監督の実施に当たっては、受注者の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らさないこと。

（監督の命令）

第8条 発注機関の長は、第3条の規定に基づく監督体制により担当する職員に監督の命令を行うものとする。

2 前項の監督の体制を変更する場合は、その都度担当する職員に監督の命令を行うものとする。

（監督員の通知）

第9条 発注機関の長は、工事の請負契約を締結したときは執行規則第21条第1項に基づき、受注者に監督員の通知を行うものとする。

2 前項の監督員を変更した場合は、速やかに監督員変更通知書（様式第1号）により、受注者に変更した監督員の通知を行うものとする。ただし、前項の通知を口頭により実施した工事における監督員の変更の通知については、口頭によることができる。

（成績評定）

第10条 監督員は、別に定める成績評定要領により、工事の成績を評定するものとする。

（雑則）

第11条 この要領に定めのない事項及びこの要領により難しい場合については、契約担当者等と協議する。

附 則

この訓令乙は、平成28年4月1日から施行する。

別記「監督業務の内容」

項目	業務内容	静岡県工事執行規則 関連条項	静岡県工事請負契約約款 関連条項等	その他関係法令等
<p><b>1 契約の履行の確保</b></p> <p>(1) 契約図書の内容把握</p> <p>(2) 施工体制の把握</p> <p>(3) 施工計画書の受理</p> <p>(4) 契約図書に基づく指示、承諾の内容把握</p> <p>(5) 条件変更に係る調査、指示、確認等</p> <p>(6) 受注者への指示</p>	<p>建設工事請負契約書、契約約款、仕様書、設計書、図面、現場説明書、質問回答書等を把握し、受注者に対して設計意図を正しく伝える。</p> <p>① 下記の施工体系の確認及び指導を実施する。                      ・配置技術者の専任制の確認                      ・施工体制台帳、施工体系図に基づく施工体制の確認</p> <p>② 下記の現場標識の確認を実施する。                      ・工事カルテの登録の確認(500万円以上の工事)                      ・工事施工中の建設業許可を示す標識の掲示の確認                      ・労災保険関係成立票の掲示の確認                      ・建退協制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識の掲示の確認</p> <p>契約図書に基づいて受注者から提出された施工計画書の内容を把握する。</p> <p>契約図書に明示した指示、承諾、協議、受理等(詳細図等の作成を含む)を適切に行う。</p> <p>① 工事執行規則第28条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を求められたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討する。</p> <p>② 前項の調査結果に基づいて、受注者に指示又は通知する。</p> <p>設計図書に基づく指示、承諾、協議等については、「指示、承諾、協議書(様式1)」により行うものとする。</p>	<p>執規 第21条</p> <p>執規 第28条</p> <p>執規 第28条 執規 第29条</p> <p>執規 第10条 執規 第21条</p>	<p>契 第10条</p> <p>「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条」及び「適正化指針」5(3)</p> <p>平成27年1月6日付け「施工体制台帳の作成等についての改正について」</p> <p>施工体制台帳活用マニュアル</p> <p>契 第9条</p> <p>契 第18条</p> <p>契 第18条 設計変更事務処理要領・同運用基準</p> <p>契 第1条 契 第9条</p>	

別記「監督業務の内容」

項目	業務内容	静岡県工事執行規則 関連条項	静岡県工事請負契約約款 関連条項等	その他関係法令等
2 品質・出来形の確保、施工状況の確認等				
(1) 事前調査等	工事の着手に先立ち、工程・使用材料・施工方法・配置技術者の妥当性、作業時間・方法の確認、近隣への安全対策、官公庁等への届出状況の把握等の確認を行う。			
(2) 工事材料の検査等	契約図書において、監督員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督員の立会いの上、調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された材料の検査又は立会いを行う。	執規 第24～25条	契 第13～14条	
(3) 工事施工の立会い	契約図書又は監督員の指示により、監督員の立会いの上、施工するものと指定された工事において立会いを行う。	執規 第25条	契 第14条	
(4) 改造の指示及び破壊検査	① 工事の施工が設計図書に適合しない事実を確認した場合で、必要があると認められるときは、改造の指示を行う。  ② 工事執行規則第24条第2項若しくは第25条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合には、工事の施工部分を破壊して検査する。	執規 第21条 執規 第27条	契 第9条 契 第17条	
(5) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し	契約図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を立会いの上、設計図書に基づき検査を行う。	執規 第26条	契 第15条	
3 工程に関する監督				
(1) 関連工事との調整	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合、必要に応じて契約担当者の行う工事の調整に協力する。	執規 第9条	契 第2条	
(2) 工程の把握及び工事促進の指示	受注者からの履行報告に基づき、工程を把握し必要に応じて工事促進の指示を行う。	執規 第22条の2	契 第11条	

別記「監督業務の内容」

項目	業務内容	静岡県工事執行規則 関連条項	静岡県工事請負契約約款 関連条項等	その他関係法令等
<p>4 契約担当者への報告</p> <p>(1) 工事の中止及び工期の検討及び報告</p> <p>(2) 一般的損害の調査及び報告</p> <p>(3) 天災、その他の不可抗力による工事出来形部分等の損害の調査及び報告</p> <p>(4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告</p> <p>(5) 部分使用の確認及び報告</p> <p>(6) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告</p> <p>(7) 部分払(出来形確認請求)時の出来形の審査及び報告</p> <p>(8) 工事関係者に関する措置請求</p> <p>(9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告</p>	<p>① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められたときは、中止期間を検討し、契約担当者へ報告する。</p> <p>② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し、契約担当者へ報告する。</p> <p>一般的損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者に報告する。</p> <p>① 天災、その他の不可抗力による損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を契約担当者へ報告する。</p> <p>② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。</p> <p>工事の施工に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならぬと認められる場合は、契約担当者へ報告する。</p> <p>部分使用を行う工事目的物の確認を行い、受注者と協議し、契約担当者へ報告する。</p> <p>中間前金払の請求があった場合は、工期、出来高等を確認し、契約担当者へ報告する。</p> <p>出来形確認請求があった場合は、内容を審査の上、出来形歩合調書を作成し、契約担当者へ報告する。</p> <p>現場代理人が、その職務の執行につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当者へその措置請求を行う。</p> <p>① 工事執行規則第52条第1項及び第53条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当者に対して措置要求を行う。</p>	<p>執規 第29条の2</p> <p>執規 第30条</p> <p>執規 第34条</p> <p>執規 第36条</p> <p>執規 第36条</p> <p>執規 第35条</p> <p>執規 第41条</p> <p>執規 第42条</p> <p>執規 第45条</p> <p>執規 第23条</p> <p>執規 第52条 執規 第53条</p>	<p>契 第20条</p> <p>契 第21条</p> <p>契 第27条</p> <p>契 第29条</p> <p>契 第29条</p> <p>契 第28条</p> <p>契 第33条</p> <p>契 第34条</p> <p>契 第37条</p> <p>契 第12条</p> <p>契 第43条 契 第43条の2 契 第44条 契 第47条</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p>昭和60年1月6日付け「天災その他の不可抗力により工事出来形部分等に損害を生じた場合における事務の取扱いについて」</p> <p></p> <p>平成21年3月31日付け「建設工事請負代金の部分払の取扱いについて」</p> <p>昭和45年9月21日付け「出来形歩合調書について」</p> <p></p>

別記「監督業務の内容」

項目	業務内容	静岡県工事執行規則 関連条項	静岡県工事請負契約約款 関連条項等	その他関係法令等
5 その他	<p>② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当者へ報告する。</p> <p>③ 契約が解除された場合は、出来形部分に関する調書を作成し、契約担当者へ報告する。</p>	<p>執規 第54条</p> <p>執規 第55条</p>	<p>契 第45条</p> <p>契 第49条</p>	
(1)現場発生品の処理	工事現場における発生品は、品質、規格、数量等を確認し、その処理方法を指示する。			
(2)建設副産物の適正処理状況等の把握	建設副産物を搬出する工事にあつては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により、適正に処理されているか把握する。また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。			
(3)地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し、必要な措置を行う。			
(4)関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。			
(5)臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上、特に必要と認めるときは、受注者に対して臨機の措置を求める。	執規 第33条	契 第26条	
(6)事故等に対する措置	事故等が発生したときは、速やかに状況を調査し、所属長又は主務課長等に報告する。			
(7)「施工プロセス」チェックリストの整備	監督員は、「施工プロセス」チェックリストに、監督の実施状況を記録し整備する。		静岡県建設工事成績評定要領運用通知	
(8)検査申請	<p>担当監督員は、次のいずれかに該当するときは、工事検査申請手続きを行う。</p> <p>(1)完成届出書を受理したとき</p> <p>(2)出来形確認請求書を受理したとき</p> <p>(3)契約の解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき</p> <p>(4)中間検査申請書を受理したとき</p>	執規 第39条	契 第31条 静岡県建設工事検査要領	
(9)工事成績の評定	監督員は、工事が完成したときは、静岡県建設工事成績評定要領に基づき工事成績の評定を行う。		静岡県建設工事成績評定要領及び同運用通知	
(10)工事完成検査等の立会い	工事の完成、出来形、中間の各検査時は、原則として監督員等が立会う。		静岡県建設工事検査要領	

(注)「執規」は静岡県工事執行規則をいう。  
(注)「契」は静岡県建設工事請負契約約款をいう。

## 監督員変更通知書

- 1 建設工事名
- 2 契約年月日
- 3 監督員の職氏名

変更前		変更後	
職名	氏名	職名	氏名

上記のとおり監督員を変更したので、静岡県建設工事請負契約約款第9条第1項の規定に基づき通知します。

年 月 日

住 所  
受注者 商号又は名称 様  
氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名)

発注者 職 名 氏 名

(様式1)

建設工事執行規則

(第21条関係)

工事番号										指示・承諾・協議・提出・報告書														
建設工事名					年度					工事					請負代金額					円				
建設工事箇所					市郡					町					着手年月日					完了年月日				
下記のように指示、承諾、協議、提出、報告する。 願いたい。 年 月 日										契約担当者														
										監督員														
										受注者														
										現場代理人														
上記について承諾する。受理する。 年 月 日										契約担当者					※承諾の場合は署名とする。									
										監督員														
										受注者														
										現場代理人														

- 注1 不要な文字は=で消すこと。
- 2 起案用、監督用、受注者用の3部とする。
- 3 起案用は上欄に決裁欄を設ける。